



住まなくなった家、登録しませんか

町では、空き家の有効活用を通して移住定住の促進や地域の活性化を図るため、「空き家バンク」を運用しています。

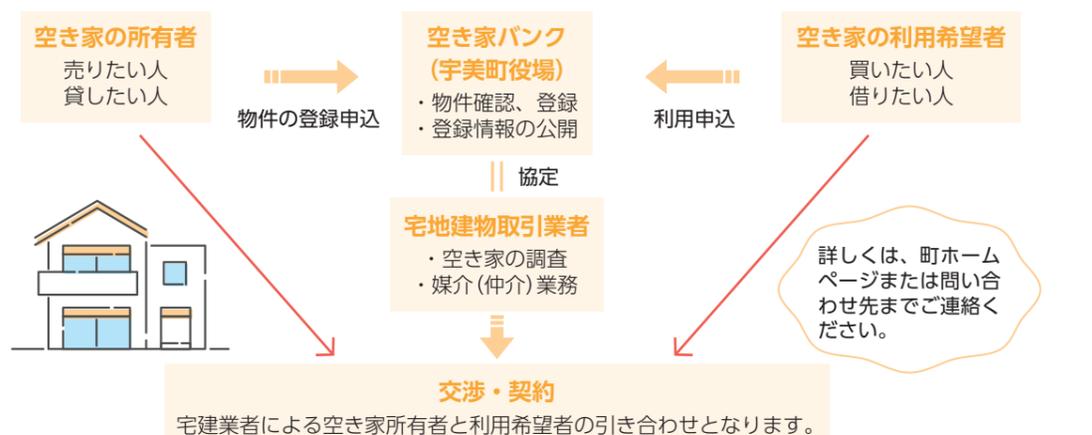
空き家バンク制度のご案内

空き家バンクとは

この制度は空き家を「売りたい人」、「貸したい人」に空き家情報を登録していただき、その空き家に関する情報を公開し、空き家の利用を希望する人へ情報提供する制度です。空き家または、今後空き家になる予定の物件をお持ちの人で、登録を希望する人は都市整備課までご相談ください。

- ・売買、賃貸借契約に関する手続きは、町と協定を結んでいる町内の宅地建物取引業者（宅建業者）が行いますので、安心してご利用いただけます。
- ・空き家バンクへの登録は無料ですが、成約の際には宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。

※空き家バンクへの登録と利用の流れ(概要)



問 都市整備課 公園・都市計画係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)



マイナンバーカードの申請はお済みですか？

▶最大20,000円分のポイントがもらえるマイナポイント第2弾キャンペーンの対象となる、マイナンバーカードの申請期限は9月末です。

▶5000円分の商品券がもらえる「マイナポイントプレミアム商品券」事業の対象となる、マイナンバーカードの申請期限は10月末までです。

マイナンバーカードの申請から受け取りまで、約1か月かかりますので、早めの申請をお勧めします。

▶宇美町役場窓口で申請サポートを行っています。

- ・場 所 宇美町役場②番窓口
- ・写真撮影 無料
- ・持ってくるもの 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、年金手帳など)



問 住民課 住民係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)



上水道基本料金が減免とならない世帯へ生活支援品として指定ごみ袋を配布

広報うみ7月号でお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に関連した経済的影響を踏まえた支援策として、上水道基本料金の8月～10月請求分の3か月分を減免します。

井戸水など上水道以外の水を使用していて、減免の対象ではない人には、生活および事業支援品として上水道基本料金の減免相当額の町指定ごみ袋を配布します。

▶対象要件

町の上水道を利用していない(井戸水などを利用している)世帯または事業所
※事業所については、もえるごみまたは資源ごみの処理申請を町に行っていること。
申請内容をふまえて、もえるごみまたは資源ごみの袋を配布。

▶配布枚数

一般家庭/家庭用もえるごみ袋 1か月あたり2袋(20枚) (最大6袋(60枚))
事業所/事業所用もえるごみまたは資源袋 1か月あたり1袋(10枚) (最大3袋(30枚))
※上水道料金減免期間に途中転入などをした人は配布枚数を調整。

▶配布方法

8月下旬頃から順次郵送します。
配布を受けるための申請は必要ありません。

問 環境農林課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

▶4回目接種について

4回目接種を7月から開始し、対象の人には随時接種券を発送しています。高齢者施設従事者、医療従事者などで接種を希望する人は、申請が必要です。ワクチンは、3回目接種と同様で、ファイザー社またはモデルナ社となっています。



接種券発行申請用
二次元コード

▶予約について

新型コロナウイルスの感染者増で、3回目までの予約も増えています。まだワクチン接種をしていない人で、接種を希望する人はお早めに予約をお取りください。

問 健康福祉課 健康長寿係(コロナワクチン担当) ☎932-4897 FAX286-5477